

# 老人居宅介護等事業喜久寿苑 大阪市介護予防型訪問サービス利用料金

平成29年4月1日改定

サービスに要する回数		週1回程度	週2回程度	週2回程度を超える
		訪問型 独自サービスⅠ	訪問型 独自サービスⅡ	訪問型 独自サービスⅢ
1月あたりの サービス負担額	1割負担	<b>1,477円</b>	<b>2,953円</b>	<b>4,683円</b>
	2割負担	<b>2,954円</b>	<b>5,905円</b>	<b>9,366円</b>

加算区分	算定の要件	自己負担額	
		初回加算	初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合や他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をした場合に算定します
2割負担	<b>505円</b>		

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記金額は、基本サービス費・各加算費に通所介護処遇改善加算Ⅰ※の13.7%を乗じた金額が含まれていません。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更がある場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。